

平成27年度 保育園入園申込案内 (保育の必要性の認定)

平成 27 年 4 月に入園を希望される児童の入園申し込みを下記の日程で受け付けます。

○入園申込の受付日程 入園を希望される保育園で受付を行ってください。

受付日	保育園名	受付時間	受付場所
11月25日(火)	牧 保 育 園	午前 9 時 00 分～午前 10 時 00 分	各 保 育 園
	南 條 保 育 園	午前 10 時 30 分～午前 11 時 30 分	
	中 央 保 育 園	午後 1 時 30 分～午後 2 時 30 分	
11月27日(木)	ふたば保育園	午前 9 時 00 分～午前 10 時 00 分	
	森 部 保 育 園	午前 10 時 30 分～午前 11 時 30 分	
	結 保 育 園	午後 1 時 30 分～午後 2 時 30 分	

○入園申請に必要な書類

- ◇支給認定申請書兼入所申込書
- ◇保育児童台帳
- ◇保育を必要とする理由を証明するもの

- 常勤・パート・内職の場合 — 源泉徴収票(後日提出)・就労証明書(勤務時間のわかるもの)
- 出産・病気・介護の場合 — 出産証明書・診断書・病人の診断書
- 就 学 の 場 合 — 在学証明書または受講証明書
- 育児休業中の場合 — 育児期間・復帰する日のわかる証明書

申込書は、11月10日(月)から福祉課及び保育園で配布します。当日の配布もいたしますが混雑が予想されます。あらかじめ書類が記入されていると待ち時間が短縮できますのでご協力をお願いします。

○保育所などでの保育を希望する場合の、保育を必要とする事由

- ◇就労(フルタイムのほか、パートタイム、夜間、居宅内労働など、基本的にすべての就労を含む)
- ◇妊娠、出産 ◇保護者の疾病、障害 ◇災害復旧
- ◇同居または長期入院等している親族の介護・看護 ◇求職活動(起業準備含む)
- ◇就学(職業訓練学校等における職業訓練を含む) ◇虐待やDVのおそれがあること
- ◇育児休業取得中に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること
- ◇その他、上記に類する状態として市町村が認める場合(福祉課にお問い合わせください)

○特別保育の実施

乳児保育・延長保育等の特別保育を次のとおり実施します。

- 乳 児 保 育 結保育園・ふたば保育園・中央保育園(6カ月児より保育します)
- 延 長 保 育 結保育園・ふたば保育園・中央保育園(午前7時より午後7時15分まで保育します)
- 未 満 児 保 育 全園(1歳児より保育します)
- 障がい児保育 全園(集団生活になじめるよう、中・軽度の障がい児を保育します)
- 一時的保育 結保育園・中央保育園(緊急時等に未就園児を保育します)

【問い合わせ先】 福祉課(☎ 64・7104)